



長野県告示第152号

令和6年3月12日成立した令和5年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部守一

令和5年度長野県一般会計補正予算(第6号)

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	236,103,436	11,879,391	247,982,827
2 地方消費税清算金	111,842,000	△ 4,471,215	107,370,785
4 地方特例交付金	1,240,000	40,894	1,280,894
5 地方交付税	212,003,241	5,158,162	217,161,403
7 分担金及び負担金	2,392,238	△ 226,042	2,166,196
8 使用料及び手数料	14,419,693	△ 181,315	14,238,378
9 国庫支出金	186,111,401	△ 17,245,256	168,866,145
10 財産収入	1,340,005	4,602	1,344,607
11 寄付金	1,089,409	95,066	1,184,475
12 繰入金	20,553,464	△ 1,752,012	18,801,452
13 繰越金	1,899,789	3,070,917	4,970,706
14 諸収入	199,004,247	△ 20,791,874	178,212,373
15 県債	108,159,000	△ 5,473,000	102,686,000
歳入合計	1,136,194,924	△ 29,891,682	1,106,303,242

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	1,468,858	△ 20,106	1,448,752
2 総務費	46,152,568	9,234,595	55,387,163
3 民生費	140,085,017	705,207	140,790,224
4 衛生費	52,712,903	△ 8,563,533	44,149,370
5 労働費	2,981,048	△ 263,404	2,717,644
6 環境費	7,673,955	△ 901,979	6,771,976
7 農林水産業費	50,478,024	△ 5,729,456	44,748,568
8 商工費	204,590,202	△ 20,066,786	184,523,416
9 土木費	163,623,989	△ 4,163,142	159,460,847
10 警察費	44,645,343	74,811	44,720,154
11 教育費	189,739,402	△ 2,657,198	187,082,204
12 災害復旧費	9,348,622	△ 1,838,869	7,509,753
13 公債費	119,939,726	2,554,094	122,493,820
14 諸支出金	102,655,267	1,744,084	104,399,351
歳出合計	1,136,194,924	△ 29,891,682	1,106,303,242

2 繰越明許費補正

中長期修繕・改修事業費ほか99件 金額 37,285,227 千円

3 地方債補正

防災行政無線整備事業費ほか30件 限度額 △ 5,473,000 千円

令和5年度長野県公債費特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	787,460	46,380	833,840

2 繰入金	160,581,554	2,552,585	163,134,139
歳入合計	248,469,014	2,598,965	251,067,979
(2) 歳出			
款	補正前の額	補正額	計
1 公債費	248,469,014	2,598,965	251,067,979
歳出合計	248,469,014	2,598,965	251,067,979

令和5年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1) 歳入			
款	補正前の額	補正額	計
2 諸収入	248,636	△ 3,760	244,876
3 掛金収入	46,906	△ 3,000	43,906
5 繰入金	92,403	△ 240	92,163
歳入合計	469,500	△ 7,000	462,500
(2) 歳出			
款	補正前の額	補正額	計
1 心身障害者扶養共済事業費	469,500	△ 7,000	462,500
歳出合計	469,500	△ 7,000	462,500

令和5年度長野県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1) 歳入			
款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	50,631,761	△ 1,042,077	49,589,684
2 国庫支出金	51,490,488	△ 411	51,490,077
5 財産収入	97	1,720	1,817
6 繰入金	12,411,340	△ 110,595	12,300,745
7 繰越金	5,280,394	1,092,403	6,372,797
8 諸収入	3,726	28,641	32,367
歳入合計	184,462,481	△ 30,319	184,432,162
(2) 歳出			
款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費	184,462,481	△ 30,319	184,432,162
歳出合計	184,462,481	△ 30,319	184,432,162

令和5年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1) 歳入			
款	補正前の額	補正額	計
2 繰越金	10,184	3,001	13,185
3 諸収入	323,777	△ 244,361	79,416
歳入合計	338,273	△ 241,360	96,913
(2) 歳出			
款	補正前の額	補正額	計
1 小規模企業者等設備導入資金	338,273	△ 241,360	96,913
歳出合計	338,273	△ 241,360	96,913

令和5年度長野県営林経営費特別会計補正予算(第2号)

1 歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1) 歳入			
款	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金	20,707	△ 10,407	10,300

2 財産収入	59,897	△ 46,399	13,498
3 繰入金	214,890	△ 10,000	204,890
4 繰越金	14,983	△ 214	14,769
5 諸収入	24,300	△ 2,922	21,378
6 県債	45,000	△ 40,000	5,000
歳入合計	379,777	△ 109,942	269,835

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 県営林経営費	379,777	△ 109,942	269,835
歳出合計	379,777	△ 109,942	269,835

2 地方債補正

県営林造林事業費 限度額 △ 40,000 千円

令和5年度長野県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 貸付勘定収入	49,000	△ 19,510	29,490
歳入合計	49,909	△ 19,510	30,399

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金	40,909	△ 19,510	21,399
歳出合計	49,909	△ 19,510	30,399

令和5年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
2 諸収入	59,157	△ 19,283	39,874
歳入合計	65,957	△ 19,283	46,674

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 貸付金	58,164	△ 19,283	38,881
歳出合計	65,957	△ 19,283	46,674

令和5年度長野県企業特別会計補正予算

(単位:千円)

会計名	既決予定額	補正予定額	計
総合リハビリテーション事業会計(第2号)	2,091,654	△ 189,549	1,902,105
流域下水道事業会計(第2号)	20,823,678	84,537	20,908,215
電気事業会計(第2号)	23,594,886	22,955	23,617,841
水道事業会計(第2号)	10,054,234	△ 43,302	10,010,932
合計	56,564,452	△ 125,359	56,439,093

財政課

長野県告示第153号

令和6年3月12日成立した令和6年度予算の要領は、次のとおりです。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部 守一

令和6年度長野県一般会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

(1) 歳入

款	本年度	前年度	比較
1 県 税	240,213,201	236,103,436	4,109,765
2 地方消費税清算金	103,101,749	111,842,000	△ 8,740,251
3 地方譲与税	41,289,000	39,439,001	1,849,999
4 地方特例交付金	7,496,000	1,240,000	6,256,000
5 地方交付税	209,812,000	208,363,000	1,449,000
6 交通安全対策特別交付金	556,000	598,000	△ 42,000
7 分担金及び負担金	1,941,292	1,817,348	123,944
8 使用料及び手数料	14,504,744	14,419,693	85,051
9 国庫支出金	115,605,557	134,013,041	△ 18,407,484
10 財産収入	1,415,999	1,340,005	75,994
11 寄付金	1,185,210	1,082,873	102,337
12 繰入金	28,427,728	20,540,488	7,887,240
13 繰越金	1	1	0
14 諸収入	165,563,066	198,984,460	△ 33,421,394
15 県債	68,001,000	75,822,000	△ 7,821,000
歳入合計	999,112,547	1,045,605,346	△ 46,492,799

(2) 歳出

款	本年度	前年度	比較
1 議会費	1,461,133	1,458,611	2,522
2 総務費	42,379,697	45,031,190	△ 2,651,493
3 民生費	136,905,276	135,697,157	1,208,119
4 衛生費	24,183,566	40,448,777	△ 16,265,211
5 労働費	2,928,266	2,768,973	159,293
6 環境費	4,699,474	7,010,236	△ 2,310,762
7 農林水産業費	41,833,549	41,973,220	△ 139,671
8 商工費	163,251,504	198,560,838	△ 35,309,334
9 土木費	110,380,186	111,175,833	△ 795,647
10 警察費	46,884,641	44,074,487	2,810,154
11 教育費	198,769,373	187,017,849	11,751,524
12 災害復旧費	8,077,908	7,704,885	373,023
13 公債費	117,682,271	119,939,726	△ 2,257,455
14 諸支出金	99,575,703	102,643,564	△ 3,067,861
15 予備費	100,000	100,000	0
歳出合計	999,112,547	1,045,605,346	△ 46,492,799

2 債務負担行為

衛星系防災行政無線設備更新事業ほか74件 限度額 127,459,316 千円

3 地方債

防災行政無線整備事業費ほか41件 限度額 68,001,000 千円

4 一時借入金

借入れの最高額 130,000,000 千円

5 歳出予算の流用

各項に計上した給料及び職員手当等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年度長野県公債費特別会計予算

1 歳入歳出予算		(単位：千円)		
(1) 歳入				
款		本年度	前年度	比較
1 財産収入		947,326	787,460	159,866
2 繰入金		176,998,261	160,581,554	16,416,707
3 県債		90,500,000	87,100,000	3,400,000
歳入合計		268,445,587	248,469,014	19,976,573
(2) 歳出				
款		本年度	前年度	比較
1 公債費		268,445,587	248,469,014	19,976,573
歳出合計		268,445,587	248,469,014	19,976,573
2 地方債				
長野県平成25年度第2回公債借換債ほか9件	限度額	90,500,000	千円	

令和6年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

歳入歳出予算		(単位：千円)		
(1) 歳入				
款		本年度	前年度	比較
1 繰入金		584	472	112
2 繰越金		356,564	357,767	△ 1,203
3 諸収入		160,588	165,207	△ 4,619
歳入合計		517,736	523,446	△ 5,710
(2) 歳出				
款		本年度	前年度	比較
1 貸付金		510,630	516,441	△ 5,811
2 事務費		7,106	7,005	101
歳出合計		517,736	523,446	△ 5,710

令和6年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計予算

歳入歳出予算		(単位：千円)		
(1) 歳入				
款		本年度	前年度	比較
1 国庫支出金		80,242	81,509	△ 1,267
2 諸収入		246,920	248,636	△ 1,716
3 掛金収入		45,194	46,906	△ 1,712
4 財産収入		21	45	△ 24
5 繰入金		90,625	92,403	△ 1,778
6 繰越金		1	1	0
歳入合計		463,003	469,500	△ 6,497
(2) 歳出				
款		本年度	前年度	比較
1 心身障害者扶養共済事業費		463,003	469,500	△ 6,497
歳出合計		463,003	469,500	△ 6,497

令和6年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計予算

1 歳入歳出予算		(単位：千円)		
(1) 歳入				
款		本年度	前年度	比較
1 諸収入		2,785,733	2,901,037	△ 115,304
2 県債		664,600	2,553,200	△ 1,888,600
歳入合計		3,450,333	5,454,237	△ 2,003,904

(2) 歳出

款	本年度	前年度	比較
1 貸付金	664,600	2,553,200	△ 1,888,600
2 公債費	2,785,733	2,901,037	△ 115,304
歳出合計	3,450,333	5,454,237	△ 2,003,904

2 地方債

地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金 限度額 664,600 千円

令和6年度長野県国民健康保険特別会計予算

歳入歳出予算 (単位：千円)

(1) 歳入

款	本年度	前年度	比較
1 分担金及び負担金	48,504,294	50,631,761	△ 2,127,467
2 国庫支出金	50,441,312	51,490,488	△ 1,049,176
3 前期高齢者交付金	62,754,622	64,167,435	△ 1,412,813
4 共同事業交付金	489,978	477,240	12,738
5 財産収入	1,694	97	1,597
6 繰入金	11,474,351	12,411,340	△ 936,989
7 繰越金	5,490,955	5,280,394	210,561
8 諸収入	2,409	3,726	△ 1,317
歳入合計	179,159,615	184,462,481	△ 5,302,866

(2) 歳出

款	本年度	前年度	比較
1 国民健康保険事業費	179,159,615	184,462,481	△ 5,302,866
歳出合計	179,159,615	184,462,481	△ 5,302,866

令和6年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

歳入歳出予算 (単位：千円)

(1) 歳入

款	本年度	前年度	比較
1 繰入金	4,224	4,312	△ 88
2 繰越金	10,807	10,184	623
3 諸収入	317,703	323,777	△ 6,074
歳入合計	332,734	338,273	△ 5,539

(2) 歳出

款	本年度	前年度	比較
1 小規模企業者等設備導入資金	332,734	338,273	△ 5,539
歳出合計	332,734	338,273	△ 5,539

令和6年度長野県農業改良資金特別会計予算

歳入歳出予算 (単位：千円)

(1) 歳入

款	本年度	前年度	比較
1 貸付勘定収入	47,868	45,955	1,913
2 業務勘定収入	1,336	1,359	△ 23
3 予備費勘定収入	73	73	0
歳入合計	49,277	47,387	1,890

(2) 歳出

款	本年度	前年度	比較
1 農業改良資金	49,277	47,387	1,890
歳出合計	49,277	47,387	1,890

令和6年度長野県漁業改善資金特別会計予算

歳入歳出予算		(単位：千円)		
(1) 歳入				
款	本年度	前年度	比較	
1 貸付勘定収入	1,602	2,262	△ 660	
2 予備費勘定収入	710	710	0	
歳入合計	2,312	2,972	△ 660	
(2) 歳出				
款	本年度	前年度	比較	
1 漁業改善資金	2,312	2,972	△ 660	
歳出合計	2,312	2,972	△ 660	

令和6年度長野県県営林経営費特別会計予算

1 歳入歳出予算		(単位：千円)		
(1) 歳入				
款	本年度	前年度	比較	
1 国庫支出金	10,660	20,707	△ 10,047	
2 財産収入	61,476	59,897	1,579	
3 繰入金	217,986	214,597	3,389	
4 繰越金	24,632	14,983	9,649	
5 諸収入	24,042	24,300	△ 258	
6 県債	45,000	45,000	0	
歳入合計	383,796	379,484	4,312	
(2) 歳出				
款	本年度	前年度	比較	
1 県営林経営費	383,796	379,484	4,312	
歳出合計	383,796	379,484	4,312	
2 地方債				
県営林造林事業費	限度額	45,000	千円	

令和6年度長野県林業改善資金特別会計予算

歳入歳出予算		(単位：千円)		
(1) 歳入				
款	本年度	前年度	比較	
1 貸付勘定収入	38,600	49,000	△ 10,400	
2 業務勘定収入	843	909	△ 66	
歳入合計	39,443	49,909	△ 10,466	
(2) 歳出				
款	本年度	前年度	比較	
1 林業改善資金	38,843	40,909	△ 2,066	
2 林業就業促進資金	600	9,000	△ 8,400	
歳出合計	39,443	49,909	△ 10,466	

令和6年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計予算

歳入歳出予算		(単位：千円)		
(1) 歳入				
款	本年度	前年度	比較	
1 繰入金	5,646	6,800	△ 1,154	
2 諸収入	51,550	59,157	△ 7,607	
歳入合計	57,196	65,957	△ 8,761	
(2) 歳出				
款	本年度	前年度	比較	
1 貸付金	50,916	58,164	△ 7,248	

2 事務費	5,646	6,800	△ 1,154
3 償還金	634	993	△ 359
歳出合計	57,196	65,957	△ 8,761

令和6年度長野県企業特別会計予算

(単位:千円)

会計名	本年度	前年度	比較
総合リハビリテーション事業会計	1,815,192	2,075,172	△ 259,980
流域下水道事業会計	20,871,283	20,823,678	47,605
電気事業会計	22,927,802	23,584,339	△ 656,537
水道事業会計	9,990,827	10,047,068	△ 56,241
合計	55,605,104	56,530,257	△ 925,153

財政課

長野県告示第154号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県飯田創造館の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

一般財団法人長野県文化振興事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

文化政策課

長野県告示第155号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県佐久創造館の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社フードサービスシンワ

(2) 主たる事務所の所在地

南佐久郡小海町大字千代里2392番地1

2 指定期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

文化政策課

長野県告示第156号

長野県看護職員修学資金貸与規程（昭和37年長野県告示第355号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部守一

第2条第1号のオ中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改め、同号のキを次のように改める。

キ 児童福祉法第10条の2第2項に規定するこども家庭センター

第2条第2号のイを次のように改める。

イ 児童福祉法第10条の2第2項に規定するこども家庭センター

様式第2号中「、身体強健で」を削る。

医師・看護人材確保対策課

長野県告示第157号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
医療法人あらかわ子ども医院 あらかわファミリークリニック	長野市北長池2072-3	令和6年3月1日
いなだ岡沢薬局	長野市稲田二丁目7番34号	令和6年3月1日
コスモファーマ茅野玉川薬局	茅野市玉川字藤塚3655-6	令和6年3月1日
スギ薬局 岡谷南店	岡谷市天竜町一丁目2番31号	令和6年3月1日
薬局マツモトキヨシ岡谷長地店	岡谷市長地片間町二丁目5番26号	令和6年3月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第158号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部 守一

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病予防のため	上田市 小諸市 佐久市のうち 浅科地区 南佐久郡 小海町 佐久穂町 南牧村のうち 板橋 海ノ口のうち 野辺山原以外 海尻 広瀬 北佐久郡 軽井沢町 御代田町 立科町 小県郡 青木村 諏訪市 茅野市 諏訪郡 富士見町のうち 立沢 乙事 境 原村	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛 ただし、検査を不要と認めた牛は除く	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている検査法

<p>伊那市のうち 西箕輪及び 西春近以外 上伊那郡 辰野町 箕輪町のうち 箕輪 東箕輪 南箕輪村のうち 南原区以外 中川村 宮田村 飯田市のうち 上久堅 千代 川路 三穂 上郷 山本 伊賀良 下伊那郡 高森町 阿智村 泰阜村 喬木村 大鹿村 木曾郡 木曾町のうち 開田高原 南木曾町 木祖村 大桑村 松本市のうち 梓川、波田以外 塩尻市 安曇野市のうち 豊科 穂高 東筑摩郡のうち 麻績村 大町市 北安曇郡のうち 小谷村 長野市のうち 信州新町地区 須坂市 上水内郡 信濃町 小川村 下高井郡 山ノ内町</p>				
<p>佐久市のうち 浅科地区 北佐久郡 御代田町 立科町 小県郡 青木村 諏訪市 諏訪郡 原村 伊那市 富県 美篤 上の原 美原 前原 野底 若宮 仙美 東春近 手良 伊那部 荒井</p>	<p>繁殖の用に供し、又は 供する目的で飼育してい る肉用雌牛及び当該雌牛 と同一施設内で飼育して いる牛 ただし、検査を不要と 認めた牛は除く</p>			

	<p>西町 中央 狐島 下新田 日影 福島 境 上新田 上牧 上伊那郡 辰野町 箕輪町のうち 箕輪 東箕輪 南箕輪村のうち 南原区以外 中川村 飯田市のうち 上久堅 千代 川路 上郷 三穂 下伊那郡 泰阜村 大鹿村 木曾郡 木曾町のうち 開田高原 南木曾町 木祖村 松本市のうち 深志ブロック 深志南ブロック 東山部ブロックのうち 本郷 四賀 南部ブロックのうち 寿台 松原 河西部ブロックのうち 島内 島立 新村 和田 今井 西部ブロックのうち 安曇 安曇野市のうち 豊科 穂高 上水内郡 信濃町</p>				
	県内全域	<p>1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛 ただし、検査を不要と認めた牛は除く。 2 1以外の牛で、必要と認めるもの</p>			
伝達性海綿状脳症発生予防のため	県内全域	<p>1 特定症状牛・死亡前に特定症状を呈していた又は呈していた可能性が高いもの 2 起立不能牛・死亡前にBSE 関連症状のうち歩行困難、起立不能等を呈していた又は呈していた可能性が高い牛であって、その症状が行動変化又は神経症</p>	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	酵素免疫測定法	

		<p>状を呈する他の一般的な理由（感染性、代謝性、外傷性、腫瘍性又は毒性の原因。）では説明できないもの</p>		
<p>アカバネ病の発生予察のため</p>	<p>県内全域</p>	<p>実施する区域で飼養されている牛（令和5年11月から令和6年4月までに生産され、かつ、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わないものに限る。）のうち、地理的、自然的条件を考慮して選定するもの</p>	<p>令和6年6月1日から 令和6年11月30日まで</p>	<p>中和試験</p>
<p>高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため</p>	<p>県内全域</p>	<p>鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥のいずれか又は合わせて100羽以上（だちょうの場合にあつては、10羽以上）飼養している農場のうち必要と認めるもの</p>	<p>令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで</p>	<p>酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応検査及びその他必要な検査（年1回以上実施）</p>
<p>腐蛆病発生予防のため</p>	<p>上田市 小諸市 東御市 北佐久郡 軽井沢町 小県郡 青木村 長和町 岡谷市 諏訪市 諏訪郡 下諏訪町 伊那市 上伊那郡 辰野町 箕輪町 南箕輪村 飯田市のうち 南信濃 下伊那郡 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 泰阜村 北安曇郡 小谷村 白馬村 東筑摩郡 生坂村 筑北村 安曇野市 塩尻市 木曾郡 木祖村 木曾町 須坂市 上高井郡 小布施町 高山村 中野市 飯山市 下高井郡 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村 下水内郡 栄村</p>	<p>蜜蜂 ただし、検査を不要と認めた蜜蜂は除く</p>	<p>令和6年4月1日から 令和7年3月31日</p>	<p>臨床検査及び細菌検査</p>

	県内全域	1 長野県の区域を越えて移動する蜜蜂 2 1以外の蜜蜂で、必要と認めるもの		
豚熱発生予防ため	県内全域	豚熱予防注射を実施した豚及びいのししのうち必要と認めるもの	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	酵素免疫測定法
オーエスキー病発生予防のため	県内全域	豚を飼養する農場のうち必要と認めるもの	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	ラテックス凝集反応

園芸畜産課家畜防疫対策室

長野県告示第159号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、次のとおり注射を実施します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部守一

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	注射、薬浴又は投薬の別及びその方法
豚熱の発生予防のため	県内全域	接種が必要と認めた豚及びいのしし（以下「豚等」という。） ただし、高度な隔離及び監視下にある豚等として農林水産省の確認を受けたものを除く。	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	豚熱予防注射

園芸畜産課家畜防疫対策室

長野県告示第160号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上田市武石上本入字小原1412の1・1413の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第161号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
塩尻市（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第162号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡松川町（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第163号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上水内郡小川村（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第164号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿南町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
阿南町（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐は、択伐による。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

その関係図面は、告示の日から令和6年4月4日まで一般の縦覧に供します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域
別表のとおり
- 2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年3月21日

別表

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
県道	長野上田線	千曲市大字若宮字中河原1420番の1地先から 千曲市大字若宮字伊勢宮河原2070番の1地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県千曲建設事務所
県道	坂城インター線	埴科郡坂城町大字中之条字西町752番の1地先から 埴科郡坂城町大字中之条字南又102番の15地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県千曲建設事務所

道路管理課

長野県議会告示第1号

政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成13年長野県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月21日

長野県議会議長 山岸喜昭

様式第1号から様式第4号までの規定中「長野県議会議長 殿」を「長野県議会議長 様」に、「代表者名」を「代表者名」に改める。

総務課

長野県議会告示第2号

政治倫理の確立のための長野県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成7年長野県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月21日

長野県議会議長 山岸喜昭

第9条中「認印し、」を削る。

様式第1号から様式第3号までの規定中「長野県議会議員」を「長野県議会議員」に改める。

総務課

長野県議会告示第3号

長野県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県議会議長 山岸喜昭

長野県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県議会会議規則（昭和35年長野県議会規則第2号。以下「会議規則」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語は、会議規則において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

- ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名
- イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
- ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（会議規則第141条第1項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。

- ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定により登記官が作成したもの
- イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの
- ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- エ その他議長が定めるもの

（議会等に対する通知に係る電子情報処理組織）

第3条 会議規則第141条第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等に対する通知）

第4条 会議規則第141条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等（同項に規定する文書等をいう。以下同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（議会等からの通知に係る電子情報処理組織）

第5条 会議規則第141条第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等からの通知）

第6条 議会等は、会議規則第141条第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（議会等からの通知を受ける旨の表示の方式）

第7条 会議規則第141条第2項ただし書に規定する議長が定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出
- (3) その他議長の定める方式

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第8条 会議規則第141条第4項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（配布に係る電子情報処理組織）

第9条 会議規則第141条第4項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第10条 会議規則第141条第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名（議会等に対して行われる通知（通知を行う者が議員であるものを除く。）に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）又は第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

（通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第11条 会議規則第141条第6項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合

(2) 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合

(電磁的記録による作成等)

第12条 議会等は、会議規則第142条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(準用等)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第118条第6項の規定による交付(同法第127条第3項において準用する場合を含む。)、第123条第4項の規定による報告及び第137条の規定による招状の発出を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第5条から第11条までの規定を準用する。

2 会議規則に規定する通知、作成、保存等(会議規則第141条及び第142条の規定の適用を受けるものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第141条及び第142条の規定並びにこの規程の規定の例による。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、会議規則に規定する通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

議 事 課

長野県議会告示第4号

長野県議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭

長野県議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県議会委員会条例(昭和35年長野県条例第12号。以下「委員会条例」という。)に規定する通知、作成等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語は、委員会条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 委員会に対して通知を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録(委員会又は委員長(次条において「委員会等」という。)の使用に係る電子計算機(委員会条例第23条第2項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。)において識別できるものに限る。)であって、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の規定により登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ その他議長が定めるもの

(通知に係る電子情報処理組織)

第3条 委員会条例第23条第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、委員会等の使用に係る電子計算機と、委員会に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって当該委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による通知)

第4条 委員会条例第23条第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により委員会に対して通知を行う者は、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該委員会に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(電磁的記録による会議録の作成)

第5条 委員長は、委員会条例第29条第4項の規定により会議録を電磁的記録により作成させるときは、当該作成を文書等(長野県議会会議規則(昭和35年長野県議会規則第2号)第141条第1項に規定する文書等をいう。)により行うときに記載すべきこととされている事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により作成させるものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第6条 委員会条例第29条第4項の議長が定める措置は、電子署名とする。

(会議規則との関係)

第7条 委員会条例に規定する通知(委員会条例第23条第1項の規定によるものを除く。)、作成(委員会条例第29条第1項の規定によるものを除く。)及び保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、委員会条例に特段の定めのある場合を除くほか、長野県議会会議規則第141条及び第142条の規定の例による。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会条例に規定する通知、作成及び保存を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

議 事 課

長野県議会告示第5号

議会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成19年長野県議会告示第1号)第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月21日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭

名 称	条 項
政治倫理の確立のための長野県議会議員の資産等の公開に関する条例(平成7年長野県条例第23号)	第2条から第4条まで
政務活動費の交付に関する条例(平成13年長野県条例第25号)	第4条及び第8条

総 務 課

長野県教育委員会教育長告示第1号

長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程(昭和55年長野県教育委員会教育長告示第1号)の一部を次のように改正します。

令和6年3月21日

長野県教育委員会教育長 内 堀 繁 利

第7条及び第12条中「2人」を削る。

別表の奨学金の項中「18,000円」を「8,000円、18,000円又は28,000円のうち貸与を受ける者が選択する額」に、「30,000円」を「20,000円、30,000円又は40,000円のうち貸与を受ける者が選択する額」に改める。

様式第1号を次のように改める。

(様式第1号) (第5条関係)

奨学金等貸与申込書

年 月 日

長野県教育委員会教育長 殿

本人

保護者

奨学生として決定の上、奨学金・遠距離通学費を貸与してください。

記

① 貸与申込の区分		※ 奨学金 ・ 遠距離通学費 ・ 奨学金及び遠距離通学費						
② 奨学金貸与額の区分		公立	※ 8,000円 ・ 18,000円 ・ 28,000円					
		私立	※ 20,000円 ・ 30,000円 ・ 40,000円					
フリガナ			⑤ 保護者住所					
③ 氏名	氏	名						
	生年月日	年 月 日						
④ 学校名	立		学校		⑥ 本人住所			
			分校					
課程	※ 全日制 ・ 定時制 ・ 通信制							
科・学年	科 第 学年							
⑦ 生計を一にする家族及び所得	就学者を除く家族	続柄	氏名	年齢	所得の種類	収入金額(税込)・売上高	所得(利益)金額(税込)	
						千円	千円	
						千円	千円	
						千円	千円	
						千円	千円	
						千円	千円	
	就学者	続柄	氏名	年齢	設置者別	学校種類別	学年	通学別(小・中を除く)
					※ 国・公・私立	※ 小・中・高・高専・大・専修(高・専)	学年	※ 自宅・自宅外
					※ 国・公・私立	※ 小・中・高・高専・大・専修(高・専)	学年	※ 自宅・自宅外
					※ 国・公・私立	※ 小・中・高・高専・大・専修(高・専)	学年	※ 自宅・自宅外
					※ 国・公・私立	※ 小・中・高・高専・大・専修(高・専)	学年	※ 自宅・自宅外

⑧ 通学等の状況
 (遠距離通学費の負担を申請する場合)

(通学している場合)
 定期券の額 月 額 円

(下宿等をしている場合)
 1 下宿代等の額 月 額 円
 2 下宿等の区分 ※寮・下宿・間借・その他
 3 下宿等の所在地・名称

⑨ 奨学金の貸与を希望する理由

※印のところは該当するものを○印で囲んでください。

様式第3号の2及び様式第3号の3中「平成」を削る。

様式第4号中

連帯保証人	氏名		本人との続柄	
	現住所	〒	印	を
連帯保証人	氏名		本人との続柄	

連帯保証人	氏名		本人との続柄		に改める。
-------	----	--	--------	--	-------

様式第5号中「平成」を削り、

「
 連帯保証人
 氏名 ④ 「
 を 連帯保証人 氏名 ④ に、
 住所 氏名 ④
 連帯保証人
 氏名 ④」

連帯保証人	氏名		生年月日	大正 昭和	年	月	日生	本人との続柄		
	本籍									を
	現住所		郵便番号		電話					
住所略図										

住所略図	に改める。
------	-------

附 則
(施行期日)

- この告示は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 令和6年3月31日までに奨学金を貸与することに決定された者が提出する長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程（昭和55年長野県教育委員会教育長告示第1号）第12条に規定する借用証書については、この告示による改正後の長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程様式第5号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

高校教育課